

令和3年度 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定 に係る現況届のご案内

教育・保育施設の利用にあたり、世帯状況や保育の必要性について、現況の確認を行います。
本案内をご確認いただき、必要書類のご提出にご協力をお願いします。

現在受けている認定の区分によって、必要な書類が異なります。

- ★1号認定（教育認定） ……幼稚園・認定こども園の幼稚園部分をご利用中の方
- ★1号認定（施設等利用給付認定） ……1号認定のうち、預かり保育事業を利用中で保育を必要とする事由があり、無償化の認定を受けている方
- ★2・3号認定（保育認定） ……保育園・認定こども園の保育部分・小規模保育施設・事業所内保育施設をご利用中の方

（1）提出書類

現在の認定区分	①現況届	②保育の必要性を証明する書類 （就労証明書等） 【※注1】
1号認定	必要	不要
1号認定 （施設等利用給付認定を受けている方）	必要	必要（P. 3）
2・3号認定	必要	必要（P. 3）

※注1：2人以上同時に施設を利用中の場合は、上記②の書類の添付は1部ずつで構いません。（弟妹児分は省略可能）きょうだいが別々の施設を利用中の場合は、現況届はそれぞれの施設に、上記②の書類は上のお子さんの現況届へ添付のうえご提出ください。

（2）提出先…利用中の施設

※保育幼稚園課へ「親展扱い」で提出を希望する方は、書類を封筒に入れ、表に利用中の施設名、児童の氏名・生年月日、「親展扱い」と記載し、封緘の上、利用中の施設へご提出ください。

※ご提出いただいた書類は、教育・保育施設の利用に関する事務以外の目的には使用しません。

（3）提出期日…令和3年6月25日（金）

※添付書類が提出期限までに揃わない場合は、期日までに提出可能な書類のみ先に利用中の施設へ提出し、不足書類は整い次第、直接保育幼稚園課にご提出ください。（郵送可）



この案内についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高知市保育幼稚園課 入所担当
〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
Tel：088-823-4012

< 目次 >

1	現況届	P. 1
2	保育必要量（保育時間）の認定	P. 2
3	保育を必要とする事由と保育必要量	P. 2
4	保育の必要性を証明する書類	P. 3
5	今後の予定	P. 4
資料	現況届記入例	P. 5~6
様式	教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る現況届	
様式①	就労（予定）証明書	
様式②	診断書	
様式③	介護（看護）状況確認書	



1 現況届

(1) 1号認定(教育認定)でご利用中の方

施設利用にかかる世帯状況等の確認を行います。虚偽の記載や不正な書類があった場合は、認定を取り消します。(子ども・子育て支援法第24条)

また、施設等利用給付認定を受け、預かり保育利用にあたり無償化の対象となっている方は、認定事由・有効期間等の確認を行います。確認に際して、有効期間の短縮や書類の追加または再提出が必要となる場合があります。虚偽の記載や不正な書類があった場合は、施設等利用給付認定を取り消します。(子ども・子育て支援法第30条の9)

(2) 2・3号認定(保育認定)でご利用中の方

施設利用にかかる世帯状況及び認定事由・有効期間等の確認を行います。審査の結果、有効期間の短縮や書類の追加または再提出が必要となる場合があります。虚偽の記載や不正な書類があった場合は、認定の取り消しや、保育実施の解除(退所処分)を行います。(子ども・子育て支援法第24条)



(3) 認定区分の変更

なお、認定こども園をご利用中の方で、認定区分の変更(1号→2号又は2号→1号)をご希望の方は、別途「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書(兼変更届)」をご提出ください。

※1号→2号の場合は父母の保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)も必要です。

※最短で申請の翌月からの変更となります。届出様式はご利用中の施設にお申し出ください。

<施設利用(保育の必要性)が認められない場合>

※2・3号認定(保育認定)及び施設等利用給付認定の方

- ①現況届及び必要な証明書等が提出期日までに提出されない場合
- ②認定事由(保育を必要とする事由)が消滅した場合
例) 求職活動中または妊娠・出産事由で認定有効期間が満了する場合
◎認定有効期間
求職活動中…認定開始日から90日間(3か月間)
妊娠・出産…出産(予定)日の前後それぞれ6か月間
※産後6か月経過後、継続して施設の利用を希望する場合は、別の事由への変更の申請が必要です。
- ③育児休業を1歳に達する日の年度末を超えて取得する場合
育児・介護休業法の改正(平成29年10月1日施行)に伴い、1年を超える育児休業の措置を講じる事業所にお勤めの方が、1歳に達する日の年度末を超える育児休業を取得する場合、既に入所している兄弟児は、原則として育児休業の対象児童が1歳に達する日の年度の末日で退所、施設等利用給付認定の方は認定の取り消しとなります。
- ④育児、家事または集団保育が目的である等、保育の必要性が認められない場合
- ⑤2か月以上の長期欠席をする場合 ※2・3号認定(保育認定)の方のみ

2 保育必要量（保育時間）の認定 ※2・3号認定（保育認定）の方のみ

保育必要量の考え方

保育を必要とする場合は、保育の必要性とあわせて保育必要量（保育時間）及び保育を必要とする期間について認定します。保育を必要とする事由と該当する保育必要量の区分は次のとおりとなり、どちらの保育必要量になるかは、保護者の希望により選択するのではなく、原則として市の基準により認定します。なお、保育標準時間・短時間の時間帯は、施設により異なります。

保育必要量の区分	1日あたりの利用時間
保育標準時間	最長11時間のうち、原則として 施設長により必要と認められた時間
保育短時間	最長8時間まで

3 保育を必要とする事由と保育必要量

保育認定・・・2号認定：3歳の誕生日の前日から小学校就学まで、3号認定：0歳から3歳の誕生日の前々日まで
 施設等利用給付認定・・・2号認定：3～5歳児クラス
 3号認定：満3歳児クラスの**市区町村民税非課税世帯**

No.	保育を必要とする事由	認定区分	認定の有効期間	保育必要量 (保育認定の方のみ) ※注
1	就労 (自営業・内職を含む)	2号	小学校就学まで	保育標準時間
		3号	保育認定：3歳の誕生日の前々日まで 施設等利用給付認定： 満3歳児クラスまで	
2	妊娠・出産（産前産後2か月間）	2号	産前産後それぞれ8週（2か月間）	保育標準時間
		3号		
3	妊娠・出産（産前産後3～6か月間） ※認定事由は「市長が認める事由」となります。	2号	産前産後それぞれ3～6か月間	保育短時間
		3号		
4	保護者の病気・障害	2号	障害者手帳等の有期日付または診断書の治療期間の終了日が属する月の末日まで	保育短時間
		3号		
5	同居または長期入院等している親族の看護・介護	2号	卒業または修了予定日が属する月の末日まで	保育を必要とする状況に応じて認定
		3号		
6	就学（職業訓練を含む）	2号	卒業または修了予定日が属する月の末日まで	保育を必要とする状況に応じて認定
		3号		
7	求職活動（起業準備を含む）	2号	3か月間	保育短時間
		3号		
8	災害復旧	2号	小学校就学まで	保育標準時間
		3号	保育認定：3歳の誕生日の前々日まで 施設等利用給付認定： 満3歳児クラスまで	
9	育児休業 ※既に保育施設を利用しているお子さんのみ	2号	育児休業の対象児童が1歳に達する日の属する年度の末日まで	保育短時間
		3号		

※注：保育標準時間を利用できる方が、希望により保育短時間を選択することは可能です。
 なお、保育標準時間認定を受けた場合でも、利用が可能な時間帯は、原則として最長11時間のうち、保護者の就労等により**真にその時間帯の保育が施設長により必要と認められた時間帯のみ**となります。

4 保育の必要性を証明する書類

※2・3号認定（保育認定）及び施設等利用給付認定の方

2人以上同時に施設を利用中の場合、弟妹児の添付書類は省略可能です。

その際は、上のお子さんの現況届に添付してください。（現況届はお子さん1人につき1枚必要です。）

父母の状況 (保育を必要とする事由)		必要な添付書類 (保育の必要性を証明する書類)	記入者
居宅外労働 【※注1】	就労中・内定	就労証明書<様式①>	雇用主
	産休・育休中	就労証明書<様式①> ※産前産後休暇・育児休業期間の記載があるもの	
自営業 内職 【※注1】	自営業中心者	就労証明書<様式①> +営業の確認ができる書類の写し (営業許可証、開業届、登記事項証明書等いずれか1点。 なければ確定申告書でも可。)	自営業 中心者
	自営業協力者	就労証明書<様式①>	
妊娠・出産		母子健康手帳の写し ※表紙+出産(分娩)予定日の記載ページ	
病気・障害		診断書<様式②>または障害者手帳、療育手帳等の写し (いずれか1点)【※注2】	
看護・介護		要介護・要看護者の診断書<様式②>または障害者手帳、 療育手帳等の写し(いずれか1点)【※注2】 +介護(看護)状況確認書<様式③>	
就学(職業訓練を含む)		学生証、職業訓練受講指示書等の写し(いずれか1点) +カリキュラム等就学時間が分かる書類の写し	
求職活動(起業準備を含む)			
災害復旧		罹災証明書等	

※注1：就労者自身が事業所(法人)の代表者または経営者である場合は、事業所の経営規模や業態にかかわらず「自営業中心者」となり、営業の確認ができる書類の写しが必要です。

※注2：障害者手帳等を添付の場合、障害名・等級の内容によっては、診断書の提出を依頼する場合があります。

5 今後の予定

(1) 保育料及び副食費の免除等の決定に必要な情報の照会

保護者のいずれかが以下の対象者に該当する場合は、保育料及び副食費の免除等の決定に必要ですので、個人番号（マイナンバー）による情報照会の手続きにより、必要な情報を関係機関へ照会します。

対象者	必要情報
令和3年1月1日時点の住所が高知市外の方	令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税情報

※情報照会で確認がとれない場合は、市区町村民税課税証明書（収入・控除額及びその内訳・均等割額・所得割額の全てが記載されたもの）の提出を別途ご依頼させていただく場合があります。

※保育料及び副食費の免除等の決定についてはこちらのQRコードからご覧いただけます。

高知市 HP—保育料及び副食費の免除等の決定について



(2) 教育・保育施設の継続利用確認

令和4年度の保育施設の継続利用についての調査（在園している施設の継続利用を希望するかしないかの意思確認、及び転園申請・退園届の受付）を、令和3年11月初旬頃を実施する予定です。

詳細につきましては、改めて通知いたします。

